

# 納税協会 ニュース

3

March 2019 No.264

納税協会ホームページURL  
<https://www.nouzeikyokai.or.jp>

『納税協会ニュース』は、今月号をもって休刊いたします。長らくのご愛読ありがとうございました。なお、『MONTHLY NEWS』は、装いを新たに『納税月報（法人版）』にて連載を継続いたします。

平成31年3月

納税協会 発行

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4  
公益財団法人 納税協会連合会  
TEL 06-6135-4062（編集部直通）  
FAX 06-6135-4056（ // ）



## MONTHLY NEWS

公認会計士・税理士 新名貴則

### 「平成29年分の国外財産調書の提出状況について」を公表

● 提出件数の総数は9,551件 **国税庁**

12月31日時点で国外にある財産が5,000万円を超える居住者は、その財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した書類を、翌年の3月15日までに所轄税務署長に提出する必要があります。この書類が「国外財産調書」です。

国税庁は、平成29年分の国外財産調書の提出状況（平成30年6月末までに提出されたもの）についてまとめた「平成29年分の国外財産調書の提出状況について」を公表しました。それによると、総提出件数は9,551件、財産の総額は3兆6,662億円であり、その財産の種類別の内訳は次のとおりです。

| 財産の種類 | 総額        | 構成比率   |
|-------|-----------|--------|
| 有価証券  | 1兆9,252億円 | 52.5%  |
| 預貯金   | 6,204億円   | 16.9%  |
| 建物    | 4,038億円   | 11.0%  |
| 貸付金   | 1,705億円   | 4.7%   |
| 土地    | 1,449億円   | 4.0%   |
| その他   | 4,014億円   | 10.9%  |
| 合計    | 3兆6,662億円 | 100.0% |

### 生産性向上特別措置法に基づく「先端設備等導入計画」の認定状況を公表

● 1,594自治体が課税標準をゼロに **中小企業庁**

生産性向上特別措置法（平成30年6月6日施行）に基づく先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者が、その計画による設備投資を行った場合、一定の要件を満たせば固定資産税の優遇措置を受けることができます。具体的には、最初3年間の固定資産税の課税標準を、ゼロから2分の1（市町村が条例で定める）に軽減する措置です。

中小企業庁が先端設備等導入計画の認定状況をとりまとめたところ、平成30年12月末時点で次のような状況になっています。

| 項目            | 課税標準ゼロの自治体 | ゼロ以外も含む  |
|---------------|------------|----------|
| 自治体の数         | 1,594自治体   | 1,603自治体 |
| 計画の認定件数       | 17,868件    | 17,878件  |
| 計画に記載された設備の数量 | 47,865台    | 47,880台  |
| 計画に記載された設備投資額 | 5,076億円    | 5,078億円  |

### 企業の経営方針や財務状況等の開示充実を図る改正内閣府令を公布

● 役員報酬の方針や実績を開示 **金融庁**

有価証券報告書等の記載事項の充実を図るため、「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」が公布・施行されました。有価証券報告書等の開示事項について、下記のとおり改正されます。

| 項目            | 今後開示が要求される事項                                                                                                                                                                                          |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 財務情報及び記述情報の充実 | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 市場の状況、競争優位性、主要製品・サービス、顧客基盤等に関する経営者の認識の説明を含めた、経営方針・経営戦略等の記載</li> <li>➤ 事業等のリスクが顕在化する可能性、事業への影響、対応策など</li> <li>➤ 会計上の見積りの不確実性の内容や、その変動による経営成績への影響など</li> </ul> |
| 建設的な対話の促進     | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 役員報酬の報酬プログラムの説明や、それに基づく報酬実績など</li> <li>➤ 政策保有株式の保有の合理性の検証方法など</li> </ul>                                                                                     |
| 情報の信頼性・適時性の確保 | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 監査役会等の活動状況、監査法人の継続監査期間、ネットワークファームへの監査報酬額など</li> </ul>                                                                                                        |

### 今後の税制をめぐる政府等の動き **国会**

平成31年度税制改正に関する「所得税法等の一部を改正する法律案」が平成31年2月5日、「地方税法等の一部を改正する法律案」が平成31年2月8日に国会に提出されました。例年同様、3月末の法案成立を目指しています。主な改正事項は次のとおりです。

- 研究開発税制の見直し
- 租税特別措置の適用期限の延長（法人税の軽減税率など）
- 個人事業者の事業承継税制の創設
- 教育資金、結婚・子育て資金に係る一括贈与の非課税措置の見直し